

令和 2 年 度

監 査 等 執 行 計 画

令和元年 1 2 月 2 3 日

(令和 2 年 5 月 1 8 日一部改訂)

鳥 取 県 監 査 委 員

令和 2 年度 監査等 執行計画

令和元年 12 月 23 日

鳥取県監査委員決定

鳥取県監査委員は、令和 2 年度に実施する監査（令和元年度に実施する令和元年度決算に係る定期監査を含む。）、検査及び審査（以下「監査等」という。）の執行計画を次のとおり定める。

1 監査等に当たっての留意事項

鳥取県監査委員は、監査等に当たっては、「県民の視点で行うこと」、「公正に行うこと」、「現場を見ること」を心がけ、鳥取県監査基準に定めるほか、次の点に留意して実施する。

- (1) 組織ごとの目的の達成を阻害する要因（リスク）の内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況等を総合的に勘案し、実施する。
- (2) 新たに導入された業務適正化（内部統制）の取組や成果に意を払って行う。
- (3) 実地監査に当たっては、現場の意見を聞きながら、直接、施設や設備、作業内容等の状況確認に努める。

2 財務監査等執行計画

(1) 実施方針

ア 定期監査

地方自治法第 199 条第 1 項及び同条第 4 項の規定に基づき、県の各機関の令和元年度の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかについて監査を行う。

イ 財政的援助団体等の監査

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、県が財政的援助等を行った団体の令和元年度の出納その他の事務の執行が、当該財政援助等の趣旨に従って適正に行われているかを中心に監査を行う。

ウ 例月現金出納検査

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定に基づき、現金の出納の計数及び現在高の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかについて毎月検査を行う。

エ 決算審査

地方自治法第 233 条第 2 項及び地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定に基づき、県の令和元年度決算について、決算書その他関係書類により計数を確認するとともに、予算が効率的に執行されているか等について審査を行う。

オ 基金運用状況審査

地方自治法第 241 条第 5 項の規定に基づき、県の定額の資金を運用する基金（鳥取県土地開発基金、鳥取県市町村資金貸付基金、鳥取県美術品取得基金）の令和元年度の運用状況について、運用状況を示す書類、決算書その他関係書類により計数を確認するとともに、基金の設置の目的に応じ、合理的に運用されているか等について審査を行う。

カ 健全化判断比率等の審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（地方公共団体財政健全化法）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき、令和元年度の健全化判断比率等（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、正確に算定されているか等について審査を行う。

(2) 実施方法

ア 定期監査

- (ア) 監査対象機関に出向き、関係書類及び事務、事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取する方法である「実地監査」を行う。実地監査を行わない場合は、関係書類の提出を求め、必要に応じて関係者から説明を聴取する方法である「書面監査」を行う。
- (イ) 監査委員が行う本監査については、原則として委員2名で行う。
- (ウ) 監査委員が行う本監査の実施に当たっては、原則として事前に事務局職員が事務監査を行うものとし、事務監査は原則として職員2名以上で行う。
- (エ) 監査の結果に関し、必要な事案については関係部局長と協議する。

イ 財政的援助団体等の監査

- (ア) 監査対象団体に出向き、関係書類及び事務、事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取する方法である「実地監査」を原則とする。なお、一部の団体については、関係書類の提出を求め、必要に応じて関係者から説明を聴取する方法である「書面監査」を行う。
- (イ) 監査委員が行う本監査については、原則として委員2名で行う。
- (ウ) 監査委員が行う本監査の実施に当たっては、事前に事務局職員が事務監査を行うものとし、事務監査は原則として職員2名以上で行う。
- (エ) 監査の結果に関し、特に必要があるときは関係部局長と協議する。

ウ 例月現金出納検査

例月現金出納検査は、原則として、検査を実施する月の前々月分を検査対象とし、5月、8月、11月及び2月は監査委員全員による検査を行う。それ以外の月は、代表監査委員が書面により検査を行う。

検査の実施に当たっては、事前に事務局職員が事務検査を行う。

エ 決算審査及び基金運用状況審査

決算審査は、知事等から審査に付された決算書類等について審査を行う。なお、各機関の決算の状況の審査については、本庁機関の定期監査等の際に併せて行うが、必要に応じて別途関係機関から聴き取りを行う。

また、基金運用状況審査は、書面により実施する。

審査の実施に当たっては、事前に事務局職員が事務の審査を行う。

オ 健全化判断比率等の審査

健全化判断比率等の審査は、知事から審査に付された健全化判断比率等及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査を行う。

また、必要に応じて別途関係機関から聴き取りを行う。

審査の実施に当たっては、事前に事務局職員が事務の審査を行う。

(3) 実施時期

監査等の実施時期は次のとおりとし、対象の機関毎の実施日程は前月の 10 日までに定め、関係機関に通知する。なお、年間の計画は別紙 1「令和 2 年度監査等執行計画表」のとおりとする。

ア 定期監査

令和 2 年 3 月上旬から令和 2 年 9 月上旬までの間

イ 財政的援助団体等の監査

令和 2 年 8 月中旬から令和 2 年 11 月中旬までの間

ウ 例月現金出納検査

令和 2 年 5 月上旬から令和 3 年 2 月上旬までの間

エ 決算審査

企業会計 令和 2 年 6 月下旬から令和 2 年 8 月上旬までの間

普通会計 令和 2 年 6 月下旬から令和 2 年 9 月下旬までの間

オ 基金運用状況審査

令和 2 年 6 月上旬から令和 2 年 9 月下旬までの間

カ 健全化判断比率等の審査

令和 2 年 8 月下旬から令和 2 年 9 月上旬までの間

(4) 定期監査及び財政的援助団体等の監査機関(団体)及び実施箇所

ア 定期監査

県のすべての機関について、実地又は書面により監査を行う。実施箇所は、別紙 2「令和 2 年度に実施する定期監査機関一覧」のとおりとする。

【 監査対象機関数及び監査実施機関数 】

区 分	監査対象 機関数(A)	監査実施 機関数(B)	左 の 内 訳		B/A (%)	C/B (%)
			実地監査(C)	書面監査		
知 事 部 局	150 (149)	150(149)	55 (73)	95(76)	100	37
企 業 局	3 (3)	3 (3)	3 (3)	0 (0)	100	100
病 院 局	3 (3)	3 (3)	3 (3)	0 (0)	100	100
教 育 委 員 会	48 (51)	48 (51)	12 (21)	36(30)	100	25
警 察 本 部	10 (10)	10 (10)	3 (4)	7 (6)	100	30
委 員 会 等	3 (3)	3 (3)	1 (1)	2 (2)	100	33
県 議 会 事 務 局	1 (1)	1 (1)	0 (1)	1 (0)	100	0
計	218(220)	218(220)	77(106)	141(114)	100	35

注1 機関数は、総合事務所の各局をそれぞれ1機関としている。

2 指定管理者制度導入機関は、監査対象機関から除いている。

3 () は、令和元年度に実施した機関数である。

イ 財政的援助団体等の監査

実施団体は原則として次の考え方にに基づき、業務内容や運営の実態等から適時性も勘案して選定する。なお、実施箇所は別途定める。

(ア) 出資団体

県の出資割合が1/4以上の団体を対象として、原則として3年に1回監査を行う。

ただし、指定管理者（県が設置した公の施設を管理する団体）となっている出資団体等必要があると認める一部の団体は、2年に1回監査を行う。

(イ) 公の施設の指定管理者

指定管理者の全てを対象として、原則として3年に1回監査を行う。

ただし、必要があると認める団体については、2年に1回監査を行う。

なお、みなとさかい交流館の指定管理者である境港管理組合については対象から除く。

(ウ) 補助金等交付団体

原則として、過去の監査の実施状況等を勘案して、抽出し監査を行う。また、県が損失補償等を行っている団体を対象として、抽出し監査を行う。

※ 補助金等とは、補助金、交付金、負担金、貸付金及び利子補給金をいう。

3 その他の監査

(1) 随時監査（地方自治法第 199 条第 1 項及び同条第 5 項）

県の財務に関する事務の執行について、監査委員が必要があると認めるときに監査を行う。実施方法等については、必要に応じて別に定める。

(2) 公金の収納又は支払の事務に係る監査

（地方自治法第 235 条の 2 第 2 項又は地方公営企業法第 27 条の 2 第 1 項）

県の指定金融機関等の公金の収納又は支払いの事務処理が法令等及び契約のとおりに行われているかどうかについて、監査委員が必要があると認めるときに監査を行う。実施方法等については、必要に応じて別に定める。

(3) 直接請求による監査（地方自治法第 75 条第 3 項）

選挙権を有する県民が、その総数の 1/50 以上の連署をもって、県の事務の執行について監査を行うよう請求したときに監査を行う。実施方法等については、請求の内容に応じて別に定める。

(4) 議会の請求による監査（地方自治法第 98 条第 2 項）

県議会が、その議決に基づいて県の事務の執行について監査を行うよう請求したときに監査を行う。実施方法等については、請求の内容に応じて別に定める。

(5) 行政監査（地方自治法第 199 条第 2 項）

県の事務の執行が経済性、効率性、有効性の観点から適正に行われているかどうかについて監査を行う。実施方法等については、必要に応じて別に定める。

(6) 知事の要求による監査（地方自治法第 199 条第 6 項又は同条第 7 項）

知事が、県の事務の執行及び財政的援助団体等に対する財政援助等について監査を行うよう要求したときに監査を行う。実施方法等については、要求の内容に応じて別に定める。

(7) 住民の請求による監査

（地方自治法第 242 条第 4 項 [令和 2 年 4 月 1 日から法第 242 条第 5 項]）

県民が、知事その他の執行機関又は職員の行った公金の支出や財産の取得等の行為や事実、違法又は不当な行為があるとして監査を請求したときに監査を行う。実施方法等については、請求の内容に応じて別に定める。

(8) 職員の賠償責任に係る監査

（地方自治法第 243 条の 2 第 3 項 [令和 2 年 4 月 1 日から法第 243 条の 2 の 2 第 3 項] 又は地方公営企業法第 34 条）

県職員が故意又は重大な過失によって保管する現金や物品をなくしたり又は損傷したとき、あるいは法令等に違反して予算を支出するなどして県に損害を与えた場合、知事が監査を行うよう要求したときに実施する。実施方法等については、要求の内容に応じて別に定める。

4 その他

業務適正化（内部統制）評価報告書の審査

令和元年度から知事部局において業務適正化（内部統制）が導入されており、執行部の要請があればその報告書の審査を行う。

令和2年度に実施する定期監査機関一覧

令和 元年 12月 23日
鳥取県監査委員事務局

1 知事部局

部局等	機 関 名	実地 監査
令和 創造 本部	1 新時代創造課	○
	2 政策調整課	書面
	3 広報課	○
	4 女性活躍推進課	書面
	5 統計課	書面
	6 男女共同参画センター	書面
	6機関	2
交流 人口 拡大 本部	1 ふるさと人口政策課	書面
	2 東京本部	○
	3 関西本部	○
	4 名古屋代表部	○
	5 観光交流局観光戦略課	○
	6 観光交流局国際観光誘客課	○
	7 交流推進課	○
	8 まんが王国官房	書面
8機関	6	
危機 管理 局	1 危機管理政策課	書面
	2 危機対策・情報課	○
	3 原子力安全対策課	書面
	4 消防防災課	書面
	5 消防防災航空センター	○
	6 消防学校	書面
6機関	2	
総 務 部	1 総務課	書面
	2 財政課	○
	3 政策法務課	書面
	4 税務課	○
	5 営繕課	○
	6 行政監察・法人指導課	○
	7 情報政策課	書面
	8 行財政改革局人事企画課	書面
	9 行財政改革局職員支援課	書面
	10 行財政改革局資産活用推進課	書面
	11 行財政改革局職員人材開発センター	書面
	12 人権局人権・同和対策課	○
	13 総合事務センター庶務集中課	書面
	14 総合事務センター物品契約課	書面
	15 公文書館	書面
	16 東部県税事務所	書面
	17 中部県税事務所	書面
	18 西部県税事務所	書面
18機関	5	
地 域 振 興 部	1 市町村課	書面
	2 県民参画協働課	○
	3 文化政策課	書面
	4 スポーツ課	書面
	5 中山間・地域交通局中山間地域政策課	書面
	6 中山間・地域交通局地域交通政策課	書面
	7 文化財局文化財課	書面
	8 文化財局とっとり弥生の王国推進課	書面
	9 東部地域振興事務所	○
	10 埋蔵文化財センター	書面
	11 むきばんだ史跡公園	書面
11機関	2	

部局等	機 関 名	実地 監査
福 祉 保 健 部	1 ささえあい福祉局福祉保健課	○
	2 ささえあい福祉局福祉監査指導課	○
	3 ささえあい福祉局障がい福祉課	○
	4 子育て王国推進局子ども発達支援課	書面
	5 ささえあい福祉局長寿社会課	○
	6 健康医療局健康政策課	○
	7 健康医療局医療政策課	○
	8 健康医療局医療・保険課	書面
	9 皆成学園	書面
	10 総合療育センター	○
	11 鳥取療育園	書面
	12 中部療育園	書面
	13 精神保健福祉センター	書面
	14 鳥取看護専門学校	書面
	15 倉吉総合看護専門学校	書面
15機関	7	
子 育 て ・ 人 財 局	1 子育て王国課	書面
	2 家庭支援課	○
	3 総合教育推進課	書面
	4 福祉相談センター 中央児童相談所、婦人相談所	○
	5 倉吉児童相談所	○
	6 米子児童相談所	○
	7 喜多原学園	書面
7機関	4	
生 活 環 境 部	1 環境立県推進課	書面
	2 衛生環境研究所	○
	3 原子力環境センター	書面
	4 循環型社会推進課	書面
	5 緑豊かな自然課	書面
	6 山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館	○
	7 暮らしの安心局暮らしの安心推進課	○
	8 暮らしの安心局消費生活センター	○
	9 暮らしの安心局住まいまちづくり課	書面
	10 暮らしの安心局水環境保全課	○
	11 食肉衛生検査所	書面
	12 東部建築住宅事務所	書面
12機関	5	
商 工 労 働 部	1 商工政策課	書面
	2 立地戦略課	書面
	3 産業振興課	書面
	4 企業支援課	書面
	5 通商物流課	○
	6 雇用人材局雇用政策課	書面
	7 雇用人材局とっとり働き方改革支援センター	書面
	8 雇用人材局産業人材課	○
	9 雇用人材局鳥取県鳥取ハローワーク	○
	10 雇用人材局鳥取県倉吉ハローワーク	書面
	11 雇用人材局鳥取県米子ハローワーク	書面
	12 雇用人材局鳥取県境港ハローワーク	書面
	13 産業人材育成センター倉吉校	書面
	14 産業人材育成センター米子校	○
14機関	4	

部局等	機 関 名		実地 監査
農 林 水 産 部	1	農 林 水 産 総 務 課	○
	2	農 業 大 学 校	○
	3	経 営 支 援 課	○
	4	農 地 ・ 水 保 全 課	書面
	5	農業振興戦略監とつとりに農業戦略課	書面
	6	農業振興戦略監生産振興課	書面
	7	農業振興戦略監畜産課	書面
	8	森林・林業振興局林政企画課	書面
	9	森林・林業振興局県産材・林産振興課	○
	10	森林・林業振興局森林づくり推進課	書面
	11	水産振興局水産課	○
	12	市場開拓局販路拡大・輸出促進課	書面
	13	市場開拓局食のみやこ推進課	○
	14	東 部 農 林 事 務 所	書面
	15	東 部 農 林 事 務 所 八 頭 事 務 所	書面
	16	農業試験場・病虫害防除所	書面
	17	園 芸 試 験 場	書面
	18	鳥 獣 対 策 セ ン タ ー	書面
	19	畜 産 試 験 場	書面
	20	中 小 家 畜 試 験 場	書面
	21	鳥 取 家 畜 保 健 衛 生 所	書面
	22	倉 吉 家 畜 保 健 衛 生 所	書面
	23	西 部 家 畜 保 健 衛 生 所	書面
	24	林 業 試 験 場	書面
	25	境 港 水 産 事 務 所	書面
	26	水 産 試 験 場	○
	27	栽 培 漁 業 セ ン タ ー	○
27機関			8
県 土 整 備 部	1	県 土 総 務 課	○
	2	技 術 企 画 課	書面
	3	道 路 企 画 課	○
	4	道 路 建 設 課	○
	5	河 川 課	書面
	6	治 山 砂 防 課	○
	7	空 港 港 湾 課	書面
	8	淀江産業廃棄物処理施設計画審査室	書面
	9	鳥 取 県 土 整 備 事 務 所	○
	10	八 頭 県 土 整 備 事 務 所	書面
	11	鳥 取 港 湾 事 務 所	書面
11機関			5
総 合 事 務 所	中部総合事務所		
	1	地 域 振 興 局	○
	2	福 祉 保 健 局	○
	中部身体障害者更生相談所		○
	中部知的障害者更生相談所		○
	3	生 活 環 境 局	○
	4	農 林 局	○
	5	県 土 整 備 局	○
	西部総合事務所		
	6	地 域 振 興 局	書面
	7	福 祉 保 健 局	書面
	西部身体障害者更生相談所		書面
西部知的障害者更生相談所		書面	
8	生 活 環 境 局	書面	
9	農 林 局	書面	
10	米 子 県 土 整 備 局	書面	
西部総合事務所日野振興センター			
11	日 野 振 興 局	書面	
12	日 野 県 土 整 備 局	書面	
12機関			5

部局等	機 関 名		実地 監査
管 会 局 計	1	会 計 指 導 課	書面
	2	統 括 審 査 課	書面
	3	工 事 検 査 課	書面
	3機関		0

2 企業局

機 関 名		実地 監査
1	企 業 局	○
2	東 部 事 務 所	○
3	西 部 事 務 所	○
3機関		3

3 病院局

機 関 名		実地 監査
1	病 院 局	○
2	中 央 病 院	○
3	厚 生 病 院	○
3機関		3

4 教育委員会

機 関 名		実地 監査
1	教 育 総 務 課	書面
2	教 育 環 境 課	○
3	教 育 人 材 開 発 課	書面
4	教 育 セ ン タ ー	○
5	小 中 学 校 課	○
6	特 別 支 援 教 育 課	○
7	高 等 学 校 課	○
8	いじめ・不登校総合対策センター	書面
9	社 会 教 育 課	書面
10	図 書 館	書面
11	人 権 教 育 課	○
12	博 物 館	書面
13	体 育 保 健 課	○
14	東 部 教 育 局	書面
15	中 部 教 育 局	書面
16	西 部 教 育 局	書面
※	船 上 山 少 年 自 然 の 家	—
※	大 山 青 年 の 家	—
17	鳥 取 東 高 等 学 校	書面
18	鳥 取 西 高 等 学 校	書面
19	鳥 取 商 業 高 等 学 校	書面
20	鳥 取 工 業 高 等 学 校	書面
21	鳥 取 湖 陵 高 等 学 校	○
22	鳥 取 緑 風 高 等 学 校	書面
23	青 谷 高 等 学 校	○
24	岩 美 高 等 学 校	書面
25	八 頭 高 等 学 校	書面
26	智 頭 農 林 高 等 学 校	書面
27	倉 吉 東 高 等 学 校	書面
28	倉 吉 西 高 等 学 校	○
29	倉 吉 農 業 高 等 学 校	書面
30	倉 吉 総 合 産 業 高 等 学 校	書面

機 関 名		実地 監査
31	鳥取中央育英高等学校	書面
32	米子東高等学校	書面
33	米子西高等学校	書面
34	米子高等学校	書面
35	米子南高等学校	書面
36	米子工業高等学校	○
37	米子白鳳高等学校	書面
38	境高等学校	書面
39	境港総合技術高等学校	書面
40	日野高等学校	書面
41	鳥取盲学校	書面
42	鳥取聾学校	書面
43	鳥取養護学校	書面
44	白兔養護学校	書面
45	倉吉養護学校	○
46	皆生養護学校	書面
47	米子養護学校	書面
48	琴の浦高等特別支援学校	書面
48機関		12

※指定管理者制度導入機関であるため社会教育課の本監査で実施。

5 警察

機 関 名		実地 監査
1	警 察 本 部	○
2	鳥 取 警 察 署	○
3	郡 家 警 察 署	書面
4	智 頭 警 察 署	書面
5	浜 村 警 察 署	○
6	倉 吉 警 察 署	書面
7	琴 浦 大 山 警 察 署	書面
8	米 子 警 察 署	書面
9	境 港 警 察 署	書面
10	黒 坂 警 察 署	書面
10機関		3

6 委員会等

機 関 名		実地 監査
1	監 査 委 員 会 事 務 局	書面
2	人 事 委 員 会 事 務 局	書面
3	労 働 委 員 会 事 務 局	○
3機関		1

7 議会事務局

機 関 名		実地 監査
1	県 議 会 事 務 局	書面
1機関		0

合計 218機関
(監査対象機関 218機関)

うち 実地監査 77機関
書面監査 141機関

監査の種類	説明
定期監査 [地方自治法(以下「法」という。)第199条第1項及び第4項]	<p>監査委員が、毎会計年度、少なくとも1回1以上期日を定めて行わなければならない監査であり、各種の監査の中で最も基本となる。県の財務に関する事務(県の収入、支出、契約締結等の予算の執行、現金や有価証券の出納保管及び財産管理等の事務)や公営企業会計に係る事業(本県では病院事業、電気事業、工業用水道事業、埋立事業の4事業)について、県民の税金が無駄遣いされていないか、事業が所期の目的を達成しているかなどを、正確性、合規性(法令等に適合しているか。)及び効率性等の観点で監査を行う。</p>
財政的援助団体等の監査 [法第199条第7項]	<p>県が財政的に援助をしている団体等の出納その他の事務の執行が、その財政援助等の趣旨に従って適正に行われているかどうかといった観点で、監査委員が必要があると認めるとき又は知事の要求があるときに、監査委員が行う監査であり、本県では毎年度行っている。</p> <p>監査対象とする団体は、県の出資団体(県の出資割合が1/4以上の団体又は県若しくは県の出資割合が1/2以上の団体の出資割合の合計が1/4以上の団体)、県の補助金等交付団体(県が補助金、貸付金及び利子補給金等を交付している団体)及び指定管理者(県が設置する公の施設の管理を行っている団体)である。</p>
例月現金出納検査 [法第235条の2第1項]	<p>県の毎月の現金の出納の計数及び現在高が正確であるか、また現金の出納事務が適正に行われているかどうかといった観点で、毎月定められた日に監査委員が行う検査である。</p>
決算審査 [法第233条第2項、地方公営企業法(以下「公企法」という。)第30条第2項]	<p>県の一般会計及び特別会計並びに公営企業会計の決算について、知事から提出された決算書に基づいて、監査委員が毎年度審査を行う。</p> <p>審査は、決算書その他関係書類により計数を確認するとともに、予算が法令に従って適正に執行されているかどうかといった観点で行う。</p>
基金運用状況審査 [法第241条第5項]	<p>県が特定の目的をもって定額の資金を運用するために設けた基金の運用状況について、知事から提出された基金に関する決算書に基づいて、監査委員が毎年度審査を行う。</p> <p>審査は、運用状況を示す書類及び決算書その他関係書類により計数を確認するとともに、基金の設置の目的に応じて合理的に運用されているかどうかといった観点で行う。</p> <p>なお、本県の対象となる基金は、鳥取県土地開発基金、鳥取県市町村資金貸付基金及び鳥取県美術品取得基金の3基金である。</p>
健全化判断比率等の審査 [地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項]	<p>知事から提出された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率(以下「健全化判断比率」という。)並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類に基づいて、監査委員が毎年度審査を行う。</p> <p>審査は、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか確認することによって行う。</p> <p>また、公営企業については、知事から提出される資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を行う。</p> <p>この法律は平成19年6月に成立し、平成19年度決算から健全化判断比率等の審査を行っている。</p>

監査の種類	説 明
	<p>〈実質赤字比率〉 一般会計等（※１）を対象とした実質赤字額（※２）の標準財政規模（※３）に対する比率。 （※１）一般会計等…一般会計及び特別会計のうち、公営企業会計及び公営企業に係る特別会計等以外のもの。 （※２）実質赤字額…形式収支から、翌年度に繰り越すべき継続費通次繰越や繰越明許費等の財源を控除した額。 （※３）標準財政規模…標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税や普通交付税のように用途が特定されず毎年度経常的に収入される財源）の規模。</p> <p>〈連結実質赤字比率〉 全会計の合計を対象とした実質赤字額（又は資金の不足額（※４））の標準財政規模に対する比率。 （※４）資金の不足額…一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額。</p> <p>〈実質公債費比率〉 一般会計等が負担する元利償還金（公債費）や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されるものを除く。）の、標準財政規模（普通交付税が措置されるものを除く。）に対する比率。 過去３年度間の平均により算出。</p> <p>〈将来負担比率〉 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債（地方債現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額、鳥取県が設立した一定の法人の負債の額等のうち一般会計等の負担見込み額等）の標準財政規模（普通交付税が措置されるものを除く。）に対する比率。</p> <p>〈資金不足比率〉 公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模（※５）に対する比率。 （※５）事業の規模…料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額。</p>
行政監査 〔法第 199 条第 2 項〕	<p>県の事務の執行について、監査委員が、経済性（無駄な経費をかけていないか。）、効率性（より成果の上がる方法はないか。）、有効性（目的にかなっているか。）及び適法等の観点で行う監査である。</p> <p>なお、これは財務に関する事務について行う定期監査とは別のものである。監査委員が必要があると認めるときに行う監査であるが、本県では近年、毎年度行っている。</p>
随時監査 〔法第 199 条第 1 項及び第 5 項〕	<p>県の財務に関する事務について、監査委員が、特に必要があると認めるとき、いつでも行うことができる監査である。</p>
公金の収納又は支払の事務に係る監査 〔法第 235 条の 2 第 2 項、公企法第 27 条の 2 第 1 項〕	<p>県の指定金融機関の公金の収納又は支払の事務処理が法令等及び契約のとおりに行われているかどうかといった観点で、監査委員が、必要があると認めるとき又は知事の要求があるときに行う監査である。</p>
直接請求による監査 〔法第 75 条第 3 項〕	<p>選挙権を有する県民が、その総数の 1/50 以上の連署をもって、県の事務（対象は県の事務全般）の執行について監査を行うように請求したときに、監査委員が行う監査である。</p>

監査の種類	説明
議会の請求による監査 [法第 98 条第 2 項]	県議会が、その議決に基づいて県の事務の執行について監査を行うように請求したときに、監査委員が行う監査である。
知事の要求による監査 [法第 199 条第 6 項及び第 7 項]	知事が、県の事務の執行及び財政的援助団体等(県の出資団体、県の補助金交付団体及び指定管理者)に対する財政援助等について監査を行うように要求したときに、監査委員が行う監査である。
住民の請求による監査 [法第 242 条第 4 項 (令和 2 年 4 月 1 日から法第 242 条第 5 項)]	県民が、知事その他の執行機関(委員会等)又は職員の行った公金の支出や財産の取得等の行為や事実、違法又は不当な行為があるとして監査を請求(対象は県の財務会計上の行為に限定される。)したときに、監査委員が行う監査である。
職員の賠償責任に係る監査 [法第 243 条の 2 第 3 項(令和 2 年 4 月 1 日から法第 243 条の 2 の 2 第 3 項)、公企法第 34 条]	県職員が故意又は重大な過失によって保管する現金や物品を亡くしたり又は壊したりしたとき、あるいは法令等に違反して予算を支出するなどして県に損害を与えた場合、知事が監査を要求したときに、監査委員が行う監査である。 監査委員は、その事実があるかどうかを監査し、事実がある場合には賠償責任の有無や賠償額を決定する。
業務適正化(内部統制)評価報告書の審査 [法第 150 条第 5 項 (令和 2 年 4 月 1 日施行)]	知事が作成した業務適正化(内部統制)評価報告書について、監査委員が確認した業務適正化(内部統制)の整備状況及び運用状況並びに評価に係る資料やその他の監査等によって得られた知見に基づき、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、業務適正化(内部統制)の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検証を行い、意見を付すものである。